

速度取締り指針

令和8年7月
岩国警察署

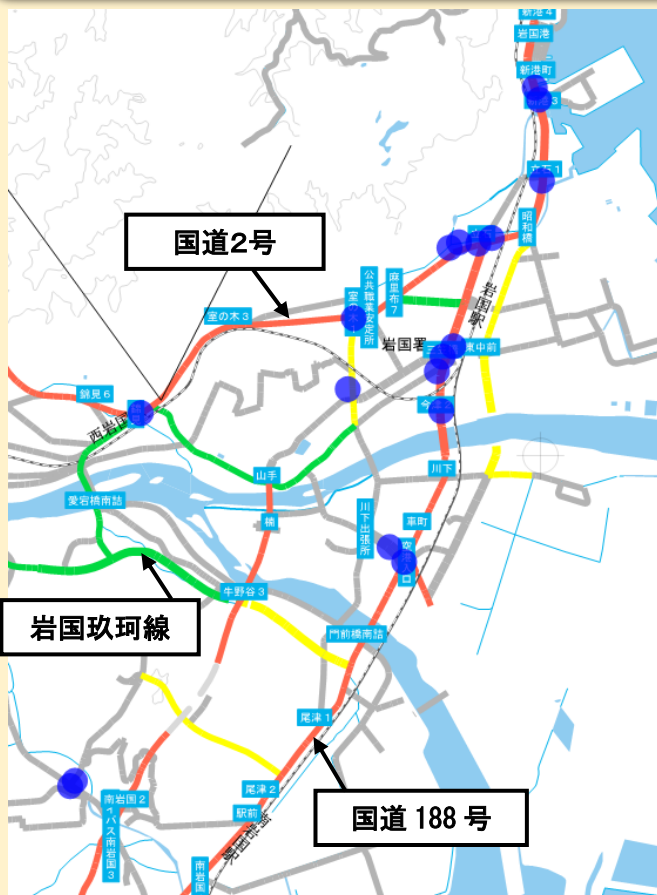
速度取締り重点路線

※ 重点路線以外の場所、時間帯であっても、取締りを実施することがあります。

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道2号	6:00 ~ 20:00	錦見～新港町地区	50km/h
国道188号	6:00 ~ 20:00	全区域	50・60km/h
県道岩国玖珂線	6:00 ~ 20:00	柱野地区	60km/h
市道	7:00 ~ 18:00	室の木地区 (麻里布小・中学校区)	30km/h

- 交通事故発生時の被害を軽減するため、市街地を走る国道2号、国道188号の全区域、県道岩国玖珂線の柱野地区において速度取締りを実施し、実勢速度を抑制する必要があります。
- 児童の登下校時間帯を中心に通学路等の安全を確保するため、速度抑制を目的とした速度取締りを強化します。

管内における交通事故実態と分析結果（令和8年1月～6月）



※ ● : 交通事故多発エリア

- 令和8年上半期は令和7年下半期と比べ、交通事故発生件数が79件減少しました。
- 人身事故は、国道2号、国道188号及び県道岩国玖珂線の柱野地区の交差点やその付近で多発しています。
- 引き続き、国道188号の全区域、国道2号の錦見～立石地区、県道岩国玖珂線において取締りを強化する必要があります。

【抽出条件】

- ・ 交通事故：令和7年～令和8年上半期（私道と駐車場を除く。物損事故は令和8年を除く。）
- ・ 交通事故多発エリア：半径100m以内で13件以上の事故が発生しているエリア

その他の交通指導取締り

- 主に出勤・帰宅時間帯に交通事故が多発していることから、同時間帯の取締りを強化します。
- 児童の登下校時の安全を確保するため、通学路等における取締りを強化します。